

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 「特別警報」の運用について (30分)</p> <p>気象庁は8月30日午前0時から、気象災害が従来の注意報や警報を上回ると予想される際に発表される「特別警報」の運用を始めました。</p> <p>特別警報は「数十年に一度」「過去に経験したことがない」という気象現象や大災害に「ただちに命を守る行動をとるように」と呼びかけられます。対象は、大雨、暴風、高潮など9種類で発表後は気象業務法に基づき、各市町村が住民へ周知する。方法は各自治体に委ねられているが、防災無線や広報車のほか災害情報メールが運用されることもある。</p> <p>気象業務法を改正して導入した特別警報は、都道府県から市町村への連絡、市町村による住民周知が義務となっており、各地の気象台は自治体への電話連絡や説明要員派遣で避難勧告・指示などの防災業務を支援する。「特別警報」がでた後に避難行動を取るのとは望ましくない場合もあり、私たちの判断力も求められます。避難経路が、浸水や暴風による飛来物で危険な場合もあり、防災無線の放送が、雨や風の音で聞こえない可能性もあります。</p> <p>災害への対応は地域に密着した自治体の役割が重要です。「わが地域は大丈夫か」の視点で対策を再点検し、万全にしなければなりません。</p> <p>台風26号で大きな被害を受けた伊豆大島は、気象庁が土砂災害警報を出していたが、町が住民への事前の避難勧告・指示をださなかったことが問題になりました。最近台風に限らず、地震や大雪、竜巻、洪水など異常現象が増えており、各自治体は避難対策の強化が求められています。</p> <p>このことから以下の質問をいたします。</p> <p>(1) 避難勧告の発令と基準の明確化について (2) 住民への伝達と防災無線について (3) 予防的避難への取組について</p>	市長